

# 木材等の付加価値向上・需要拡大対策

令和8年度予算概算決定額 1,495百万円 (前年度 1,354百万円)

〔令和7年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 3,314百万円〕

本事業 (「木材需要の創出・輸出力強化対策」) の該当部分は赤枠部分

〔令和7年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,564百万円の内数〕

## <対策のポイント>

非住宅分野等における国産材の需要拡大や付加価値向上、山村地域の賑わいや所得向上に向け、JAS構造材・CLT等を活用した木造化、合理的な木材価格の形成の促進、木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、特用林産物の競争力強化、森林の様々な価値や機能の総合的な利活用により持続的かつ適正な森林管理を図る「森業」の推進等の取組を支援します。

## <事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m<sup>3</sup> [令和6年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで])

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 建築用木材供給・利用強化対策

JAS構造材・CLT等を活用した木造化、合理的な木材価格の形成の促進、木材産業の人材の確保に向けた取組を推進します。

### 2. 木材需要の創出・輸出力強化対策

木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、合法伐採木材等の流通及び利用の促進、生産性向上等による特用林産物の競争力強化に向けた取組を支援します。

### 3. 「森業」推進プロジェクト

山村地域の振興と持続的かつ適正な森林管理を図るため、森林の空間利用を始めとする「森業」を通じて森林所有者への収益還元や民間資金の導入等を進めるための実証的な取組を実施し、その結果の横展開を図るとともに、森林への理解醸成のため国民参加の緑化運動を推進します。

### ○ JAS構造材・CLT等による木造化

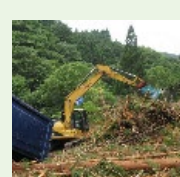


### ○ 合理的な木材価格の形成の促進



産地や品目を踏まえた木材の生産・流通コストや取引実態等の調査・分析

### ○ 木質バイオマスの利用環境整備



### ○ CLT等の輸出の促進



### ○ 森業を通じた森林管理手法の実証

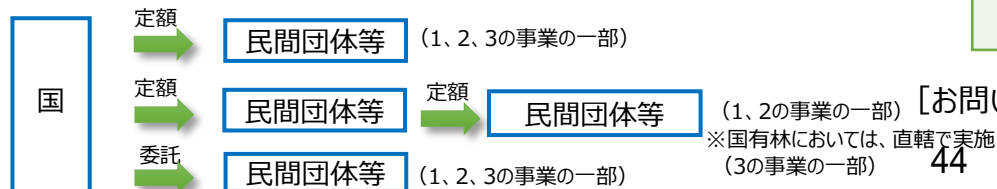


森林空間利用や森林整備の手法、森林所有者への収益還元等を記載した計画の策定支援

### ○ 国民参加の緑化運動の推進



## <事業の流れ>



(1の事業) 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

(2の事業) 木材利用課 (03-6744-2120)

(3の事業) 森林利用課 (03-3502-0048)

## <対策のポイント>

付加価値型の地方経済の創出や、将来的な木材需要確保に向けて、小規模な熱利用を主とする「**地域内エコシステム**」のモデル構築の取組や関連する**技術開発**などを支援するとともに、エコシステムの更なる普及に向け、先行事例の情報提供、多様な関係者の交流促進及び人材育成等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）**の構築を支援します。また、木質バイオマス発電の燃料材不足等の課題に対応するため、**林地残材の利用促進のための環境整備の取組**を支援します。

## <事業の内容>

### 1. 「地域内エコシステム」展開支援事業

#### (1) 「地域内エコシステム」モデル構築事業

- ①「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、関係者による**地域協議会の運営**を支援します。
- ②燃料の品質向上等に係る**技術開発・改良**の取組を支援します。

#### (2) 「地域内エコシステム」リビングラボ事業

「地域内エコシステム」の普及のための情報提供、関係者の交流、計画作成支援等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）**の構築を支援します。

### 2. 林地残材等利用環境整備事業

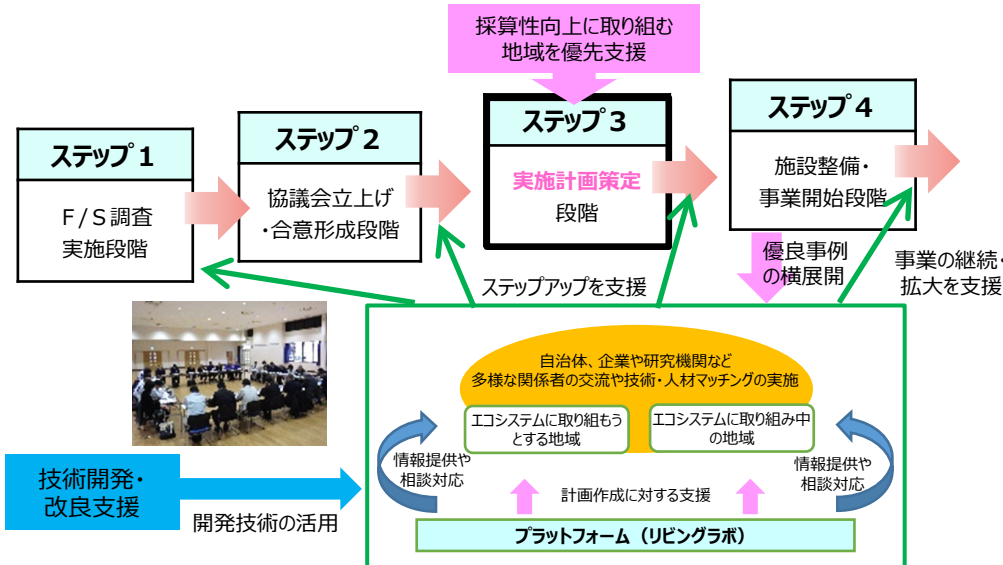
増加する燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた、**効率的な収集・運搬作業システムの開発・実証**を支援します。

### 3. 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

過去に整備された木質バイオマス利活用施設等への利子助成を引き続き行います。

## <事業イメージ>

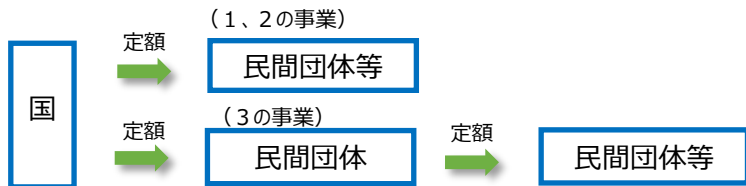
### 「地域内エコシステム」モデル構築とリビングラボによる展開支援



### 林地残材の利用促進に向けた環境整備



## <事業の流れ>



## <対策のポイント>

日本産CLT等のグローバル市場における販売力を高め業界全体の成長を後押しするため、**製造・流通・マーケティング等の事業者等が連携した協議会による海外の市場ニーズ・商流等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析等**の取組を支援します。

## <事業の内容>

### 1. CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築

日本産のCLT、構造用集成材等について、**製造・流通・マーケティング等の事業者等が連携した協議会**によるアジア・オセアニア地域の市場ニーズ・商流等を把握するための**テストマーケティングの実践・分析**、分析結果等を用いた関係者への普及啓発等の取組を支援します。

## <事業イメージ>

### 1. CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築



CLT等のテストマーケティングの実践・分析、分析結果等による普及啓発



- 加工技術
- 海外販路開拓
- 広報、プロモーション方法
- 需要トレンド 等

## <事業の流れ>



# 「クリーンウッド」実施支援事業

令和8年度予算概算決定額 41,756千円（前年度52,848千円）

## <対策のポイント>

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、事業者が取り扱う合法性確認木材の割合を向上させるため、**合法性確認の取組や普及啓発に対する支援や、第三者の専門委員会設置による実効性確保のほか、違法伐採関連情報の提供**を実施します。

## <事業の内容>

### 1. 事業者による合法性確認の取組や普及啓発の支援

- (1) 合法性確認の実施や体制整備、人材育成等に取り組む木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する**研修等の実施を支援**します。
- (2) 合法伐採木材等の流通促進に関する**業界団体等の関係者との意見交換会の開催、イベント出展等の普及啓発を支援**します。

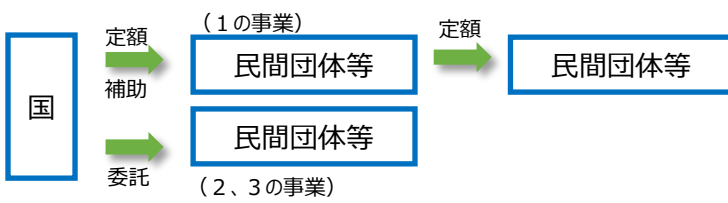
### 2. 専門委員会の設置・運営

合法伐採木材等の流通促進に関する**専門委員会を設置し、第三者的な立場から政府へ助言**を行い、合法性確認の実効性の向上を図ります。

### 3. 違法伐採関連情報等の提供

**国別・地域別の違法伐採関連情報の調査**を行い、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて関連情報を提供します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(CW法)

(平成29年5月施行、令和7年4月改正法施行)

- 国の責務【第4条】**
  - ・必要な資金の確保
  - ・国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
  - ・登録制度の周知
  - ・登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化
- 事業者の責務【第5条】**
  - ・合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。
- 事業者の義務**
  - ・川上・水際の木材関連事業者による原材料情報の収集、合法性の確認、記録の作成・保存、情報伝達の義務【第6～8条】
  - ・素材生産販売事業者による情報提供の応諾義務【第9条】
  - ・一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者への定期報告の義務【第12条】
- 指導及び助言【第10条】**
  - ・主務大臣は、木材関連事業者及び素材生産販売事業者に対し、原材料情報の収集等について、必要な指導及び助言を行う。

### 合法性確認の取組、普及啓発支援【補助】



- ・木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する研修を支援
- ・普及啓発を支援

### 専門委員会の設置・運営【委託】



第三者的な視点から合法性確認に係る政府への助言を実施

### 違法伐採関連情報等の提供【委託】

情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」



CW法関連情報を提供

各国の制度や違法伐採関連情報を調査

## <対策のポイント>

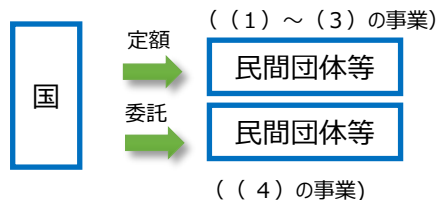
国産材需要の拡大に資する国民運動を展開するため、国民各層における、日本の森林資源の循環利用等に資する木材利用の意義への認知向上等、消費行動に確かに反映される普及啓発を推進することで、他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進します。

## <事業の内容>

国民各層における、森林資源の循環利用に資する木材利用の意義等への認知向上を図り、ウッド・チェンジを促進するため、以下の取組を支援・推進します。

- (1) 優れた国産材製品等を幅広い世代に発信・展開する広報
- (2) 国産材利用の意義に関する情報発信、身近な木材利用の普及を促す取組
- (3) 木育等学びの機会を充実させる活動の実践
- (4) 木材利用促進月間にかかる情報発信・普及啓発

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進する普及啓発



優れた国産材製品や木造建築物等の展開を図るとともに、国産材利用の意義に関する情報発信・木育の機会の充実に取り組むことで、消費者や事業者が国産材を意識的に選択する行動につなげる。

## 企業活動や、暮らしにおけるウッド・チェンジを促進



国産材の需要を拡大し  
森林資源の循環利用を促進

# 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業（継続）

令和8年度予算概算決定額 17,680千円（前年度26,348千円）

## <対策のポイント>

特用林産物の国際競争力強化を図るため、**特用林産物の生産性向上、輸出産地づくりに向けた取組**を支援します。

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 特用林産物の生産性向上

### 1. 特用林産物の生産性向上

- ① きのこと原木の需給動向に関する情報収集及び需給マッチングを支援
- ② 新技術の採用や川上事業者と連携したきのこ・薪炭向け原木の効率的な調達等の生産性向上に資する生産者の先進的取組を支援



AIを活用した椎茸の選別



重機によるきのこ原木生産



アシストスーツによる軽労化

### 2. 特用林産物の国際競争力強化

### 2. 特用林産物の国際競争力強化

特用林産物の輸出産地づくりに向け、**生産者団体等の連携強化**の取組を支援

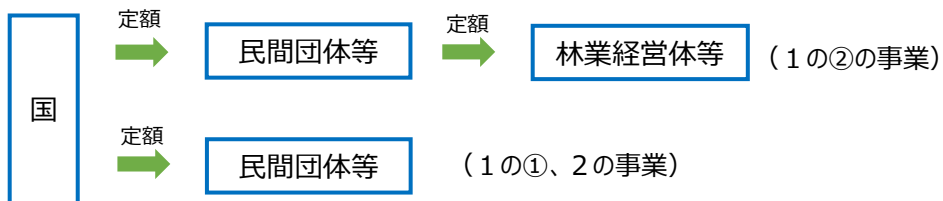


情報交換会の実施による連携強化



輸出産地の拡大、輸出量の増加

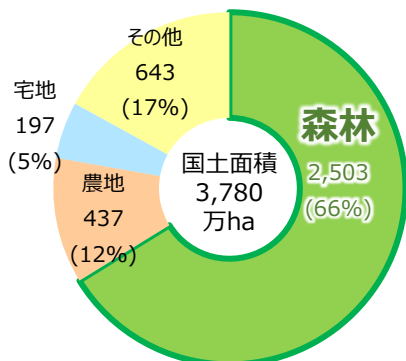
## <事業の流れ>



# 1. 我が国の森林の状況

## ■ 森林率（OECD加盟国で第3位）

### ・国土面積と森林面積の内訳



資料：国土交通省「令和7年版土地白書」  
(国土面積は令和2年の数値)

注1：計の不一致は、四捨五入による。

注2：林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

### ▶ OECD加盟国森林率上位10カ国

順位	国	森林面積	森林率
1	フィンランド	22,543	74.2
2	スウェーデン	27,934	68.6
<b>3</b>	<b>日本</b>	<b>24,908</b>	<b>68.3</b>
4	韓国	6,279	64.3
5	スロベニア	1,244	61.8
6	コスタリカ	2,990	58.6
7	エストニア	2,447	57.3
8	ラトビア	3,467	55.7
9	コロンビア	59,457	53.6
10	オーストリア	3,904	47.3

資料：FAO「世界森林資源評価2025」を元に林野庁作成。  
森林面積の単位は千ha、森林率は%。

## ■ 人工林の面積・蓄積

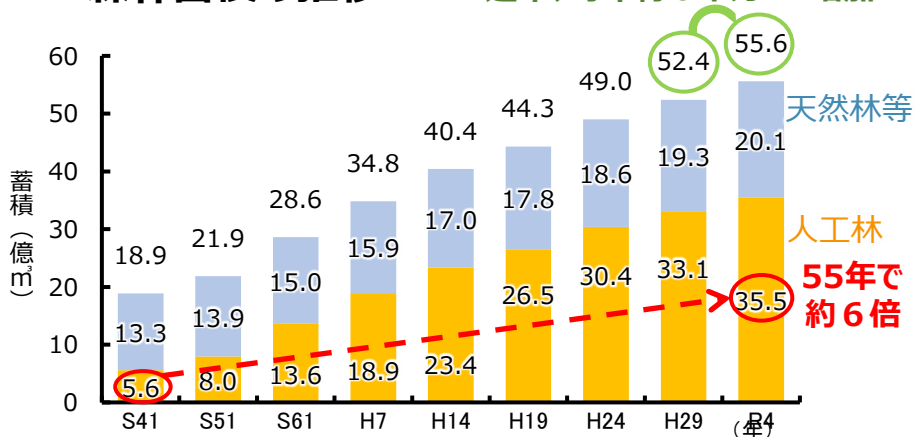
### ▶ 人工林面積上位10カ国

順位	国	人工林面積	人工林蓄積量
1	中国	92,603	5,624
2	米国	27,423	4,318
3	ロシア	20,797	4,305
4	カナダ	20,708	2,582
5	インド	13,472	1,158
<b>6</b>	<b>日本</b>	<b>10,077</b>	<b>3,543</b>
7	ブラジル	9,214	2,509
8	スウェーデン	8,699	-
9	フィンランド	7,836	747
10	ポーランド	7,406	2,109

資料：FAO「世界森林資源評価2025」を元に林野庁作成。  
人工林面積の単位は千ha、人工林蓄積量は百万m<sup>3</sup>。

## ■ 森林蓄積の推移

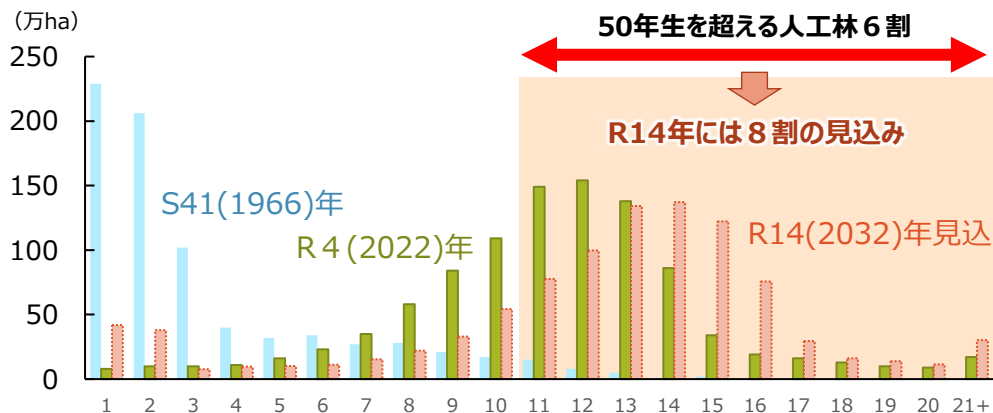
近年、毎年約6千万m<sup>3</sup>増加



資料：林野庁「森林資源の現況」(令和4年3月31日現在)・林野庁業務資料

注：総数と内訳の計の不一致は、単位未満の四捨五入による。

## ■ 人工林の林齢別面積



注：「林齢」は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を1林齢と数える。(林齢)資料：S41及びR4は林野庁「森林資源の現況」、R14は全国森林計画に基づく見込み値。

## 2. 森林資源を循環利用する意義



### 地球にやさしい

- 吸収能力の高い若い森林の増加
  - 木材利用による炭素の貯蔵効果、省エネ効果、化石燃料代替効果
- 2050年ネット・ゼロに貢献



### 地方・人にやさしい

- 林業活動を通じた雇用・経済効果 → 地方創生
- 木材利用 → 快適な空間の形成

### 森林にやさしい

- 適正な利用により放置されず森林の手入れが進む
- 森林の多面的機能の発揮